

「外国人技能実習制度のご案内」



職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会

会 長 佐藤 良雄

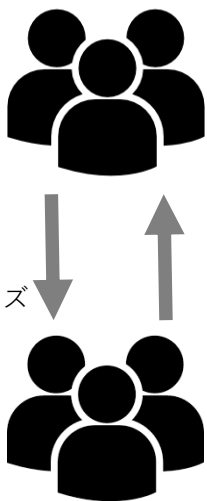
外国人技能実習制度とは

日本での最長3年間の実習を通して、日本の技術や技能、知識を習得し、帰国後に自国の経済発展、産業振興に役立てる制度です。



etc.

技能等
修得のニーズ



外国人技能
実習制度

開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能・技術・知識を修得させようとするニーズがあります。

外国人技能実習制度

日本では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、産業上の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」という仕組みがあります。

外国人技能実習制度は、受け入れる企業様側にも多様なメリットがあります。

メリット

人材の定着

外国人技能実習生は最長3年間、同一実習実施事業所での実習が義務付けられていますので、毎年同じ時期に計画的な受け入れが出来、事業計画に合わせた人員確保ができます。

採用に関わる負担の軽減

実習生の募集は海外送出し機関が行います。送出し機関が豊富な人材の中から、貴社のご要望に合った最適な人材を選定することによって採用に関わる負担の軽減につながります。

職場の活性化

意欲の高い外国人人材によって新しい価値観が組み込まれることで、今まで自社内で当たり前としていたことを見直すきっかけとなったり、日本人社員が外国人と触れ合うことで刺激を受け、企業がよりよい組織へと変革していくことが多くあります。

外国人技能実習制度 概要

外国人技能実習生は、最長3年の期間、企業との雇用関係の下で実際に働きながら日本の産業・職業上の技術や技能について学びます。

企業は監理団体を通じて技能実習生を受け入れることができます。

監理団体型

商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施機関）で技能実習を実施

当協会は無料職業相談所であり、監理団体として、技能実習生の受入れを行い、入国前・実習開始後のサポートをします。

※ 受け入れる方法は2つに分けられています。

1. 監理団体型 : 左記参考
2. 企業単独型 : 本邦の企業等（実習実施機関）が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

この外国人技能実習制度を利用し、アジア諸国から過去最多の21万人が日本で働き、勉強しています。
平成28年10月28日発表（JITCO統計）

1年目

2年目

3年目

入国

技能実習1号口

技能実習2号口

技能実習2号口

帰国

講習

技能検定2級合格

入国後に日本語等講習を実施

雇用契約・労働関連法適応

監理団体による監理・責任

技能実習の職種

3年間の受入れが可能な職種は以下のとおりです。

■ 3年間受入れ可能職種 74種133作業（2016年4月現在）

1	農業関係（2職種6作業）
2	漁業関係（2職種9作業）
3	建設関係（21職種31作業）
4	食品製造関係（9職種14作業）
5	繊維・衣服関係（13職種22作業）
6	機械・金属関係（15職種27作業）
7	その他（12職種24作業）

技能実習対応の職種／業種は技能実習の1年目から2年目に変る時に技能が身につけていることを確認する為の「技能実習2号移行試験」が認められている職種／業種となります。

詳細はお問い合わせ下さい。

左記以外の業種／職種に関しても受け入れが可能となる場合がございますのでご相談下さい。

■ 介護職種追加について

2016年11月28日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が公布されました。それに伴い、「技能実習制度の対象職種に介護職の追加」が行われることとなりました。介護業務の外国人技能実習生の受入れが2017年7月頃認可される見込みとなります。



施行後、対応予定となります。

技能実習生受入れ要件

実習実施機関における受入れの要件は以下のとおりです。

■ 外国人技能実習生の受け入れ可能人数

技能実習実施機関（法人単位）の常勤職員数	技能実習第1号（1年目）受け入れ可能枠
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上300人以下	15人
101人以上200人以下	10人
51人以上100人以下	6人
50人以下	3人

（一例）受け入れ企業の常用雇用者数が3～50人の場合



■ 実習実施機関の要件

1. 技能実習指導員の配置

円滑な技能修得を行う為、技能実習指導員（修得させる技術に対し、5年以上の職務経験がある常勤職員）を配置していること。

2. 生活指導員の配置

生活習慣や交通ルール、メンタル面のケアなど、技能実習生が日本での生活を不安なく送れるようサポートする生活指導員を配置していること。

3. 技能実習日誌の作成

技能実習生期間中、実施状況を「技能実習日誌」に記録し、達成度合いの確認を行います。技能実習日誌は技能実習終了後1年間は保管すること。

4. 労働基準法を遵守

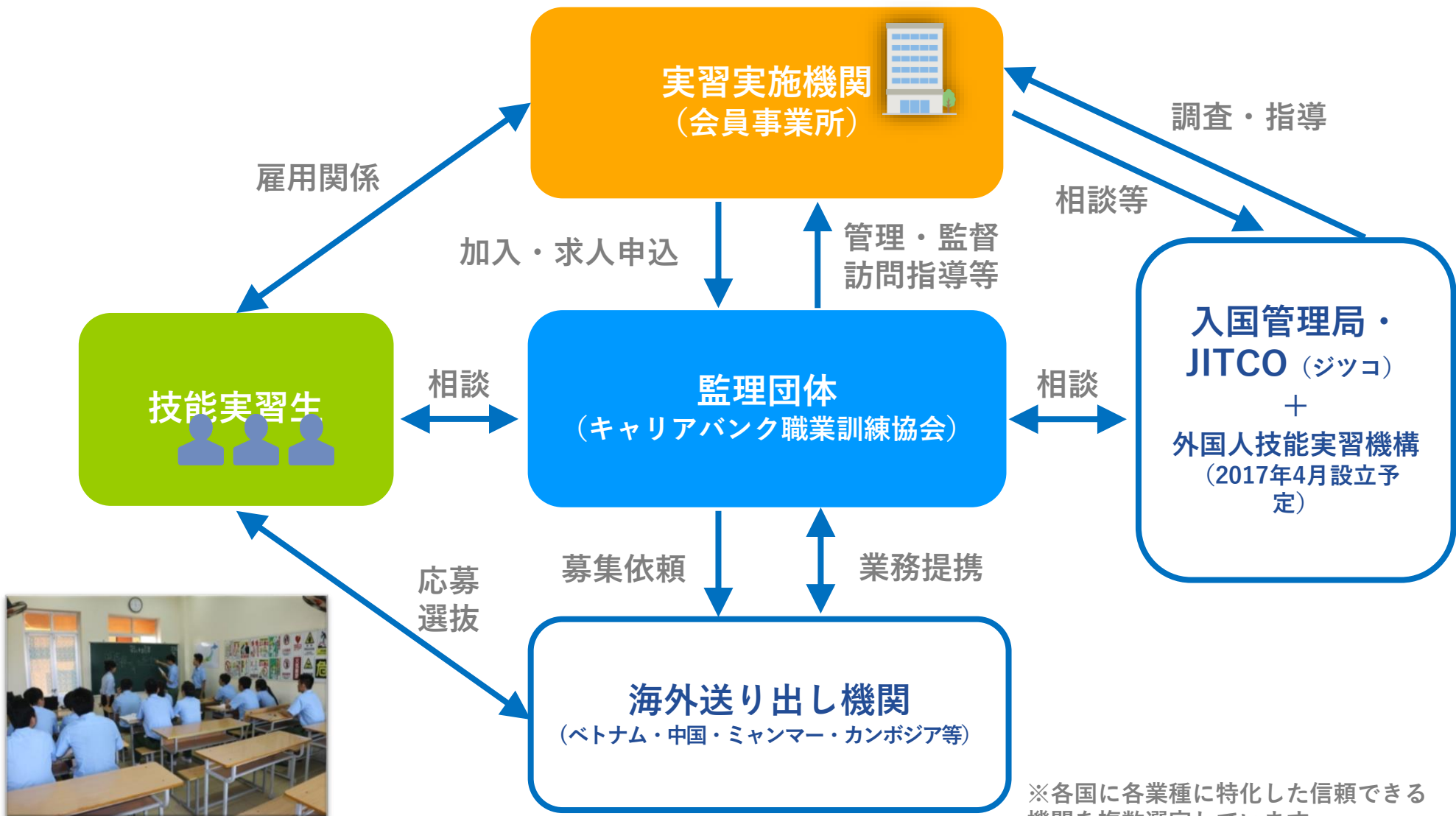
技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合と同等額以上であること。最低賃金（地域毎に異なります）を下回らないように、雇用契約を結ぶ必要があります。また、社会保険（健康保険・国民健康保険）、年金（厚生年金・国民年金）、雇用保険加入が義務付けられています。

5. その他

技能実習生用の宿舍確保、労災保険等の保障措置、経営者等に係る欠格事由等の要件あり。

技能実習生受入にかかわる機関

外国人技能実習生受入れにかかわる各機関の関連は以下のとおりです。



※各国に各業種に特化した信頼できる機関を複数選定しています。

受入れまでの流れ・スケジュール

申込から1～3ヶ月ぐらい

採用決定から 3ヶ月ぐらい

申込～採用決定

出国準備・在留資格申請

入国・実習

実習実施機関
(会員事業所)

在留資格認定証明書申請・交付

実習生企業受入れ
技能実習開始

①受入れ希望
求人申込

⑤現地面接
人材決定

実習中の監理・相談・サポートを実施
■1ヶ月に1回以上の訪問
■3ヶ月に1回の監査

監理団体
(キャリアバンク職業訓練協会)

在留資格認定証明書申請のための必要書類の作成を行います。監理団体が作成・取りまとめ・提出いたします。

入国前研修

②求人連絡
面接調整

④面接者連絡
求職者取りまとめ

日本語教育を中心に
札幌ランゲージセンターにて実施します。

海外送り出し機関

出国前研修

③人材の募集

④応募

送り出し機関は出国前研修を実施します。出国前に日本語や日本の文化、マナー、日本での業務に関する基礎知識などの研修を行います。
(研修は採用が決定する前より随時開始となります。)

海外送り出し国



介護職技能生実習生の受入条件

介護職種における技能実習生の要件は以下のとおりです。

日本語能力

- 必要なコミュニケーション能力の確保
入国時「N3」程度が望ましい
※「N4」程度が要件
実習開始2年目は「N3」が要件
(専門用語・方言等の対応)

※日本語能力試験のレベル

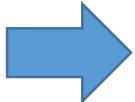
「N3」： 日常的な場面で使われる日本をある程度理解できる

「N4」： 基本的な日本語を理解する事ができる

業務内容・業務範囲

必須業務	身体介護（入浴・食事・排泄等の介助等）
関連業務	身体介護以外の支援（清掃、洗濯、調理等） 間接業務（記録、申し送り等）
周辺業務	その他（お知らせ等の掲示物の管理等）

介護技術の到達水準

- 
- 1年目：指示の下であれば、**決められた手順等に従って**、基本的な介護を実践できる
 - 2年目：指示の下であれば、**利用者の心身の状況に応じた介護**を一定程度実践できる
 - 3年目：**自ら**、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を**一定程度**実践できる
 - 5年目：**自ら**、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を**実践**できる

介護職種の出国前研修

送出し機関では、入国前に日本での業務に役立つ研修を実施します。

申込～採用決定

出国準備・
在留資格申請

入国・実習

日本語研修

入国後、介護現場でのコミュニケーションが可能なレベルを目指す研修

■日本語能力
「N4」相当の取得
※「N3」レベルまでの教育を実施

■教育期間
9か月～12か月
(習熟度による)

※日本語能力試験のレベル
「N3」： 日常的な場面で使われる日本をある程度理解できる
「N4」： 基本的な日本語を理解する事ができる

介護実技研修

入国後、介護現場での実習にスムーズに入れることを目指す研修

- ベッドメイキング
シーツ交換
- 体位交換
- 身体整容
衣服の着脱・口腔ケア
整容
- 食事介助
- 排泄介助
おむつ交換
- 移乗介助
ベッド、車いす他
- 移動介助
車いす、杖歩行
- 入浴介助
手浴、足浴、清拭



その他

入国後の生活に必要なこと、日本のことを学ぶ研修

- 日本の文化・生活習慣
自国との相違点、季節感
- 礼儀・挨拶
笑顔、敬語、会釈
- 日本の風習・地方性
季節行事、暦、祝日等
- コミュニケーション
会話・態度での表現方法

職業訓練法人 キャリアバンク職業訓練協会について

職業訓練や各種セミナーを通じ、自分に自信を持ち、技能向上や社会貢献ができる人材を育成します。

キャリアバンク高等職業
能力開発校

①公共職業訓練

離職者、在職者、学卒者を対象に再就職や職業に必要な技能や知識を習得することができる職業訓練を実施しています。

・受講者実績：6,000名以上

②認定職業訓練

当協会会員企業の職員に対して行う職業訓練を実施しています。

無料職業紹介所

訓練修了生と
企業の最適なマッチング
豊富な経験を活かし、
企業様の希望に合わせ、
最適な人材をご紹介します。
求めている人材を
マッチングする能力は、
外国人技能実習生の選考
に大いに活用できます。

外国人技能実習制度
監理団体

アジア各国の送出国 と連携

中国、ベトナム、カンボジア、ミャンマーと強いつながりがあります。貴社の様々なニーズにお応えします。

技能実習サポート

経験豊富なキャリアコンサルタントが就業後もしっかりサポートします。緊急時や日常での多言語対応もお任せ下さい。

充実した研修の実施

長年の研修実績・経験を元に札幌ランゲージセンターと協力し、充実した研修を実施します。

キャリアバンク札幌
スキルアップセンター

①キャリアコンサルタント養成講習

平成28年度より国家資格化されたキャリアコンサルタント受験資格付与対象講習実施機関として厚生労働省より指定されています。

③アンガーマネジメント講座

「怒り」をコントロールして良好な人間関係を築くことを学ぶ講座を実施しています。

②NLP（神経言語プログラミング）講座

コミュニケーションスキルを上げ、職場環境の改善につながる講座を実施しています。

法律・規則を遵守し、円滑に技能実習が行えるよう万全のサポートをします。【JITCO賛助会員】

SATOグループご案内

グループのネットワーク力で外国人技能実習をサポートします。



■グループ拠点

国内：札幌・旭川・函館・帯広・ニセコ・倶知安・東京・大阪・名古屋・福岡・仙台・盛岡・山形
海外：上海・青島

外国人技能実習に関してはお気軽にお問合せ下さい。

職業訓練法人 キャリアバンク職業訓練協会

住所： 北海道札幌市中央区北5条西5丁目7番地
sapporo55 5階

電話： 011-207-6540
FAX： 011-207-6541
MAIL：
URL： <http://www.cb-school.com/>

